

# 第28回 農業委員会総会議事録

平成28年10月24日開会

中標津町農業委員会

平成28年10月24日、第28回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	和泉光広
2番	後藤田宏幸
4番	赤波江信二
5番	佐野弥奈美
6番	國光達男
7番	小林亨
8番	飯島浩
9番	中村正生
10番	笠原康博
11番	氏家康夫
12番	杉本公也
13番	本田信幸
14番	本田芳明
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田稔
18番	戸田重勝

本日欠席した委員

3番	高橋正一
----	------

## 附議した案件

- (イ) 議案第139号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ~~(ロ) 議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請について~~
- (ハ) 議案第141号 現況証明願いについて
- (ニ) 議案第142号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第143号 農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 議案第78号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ト) 議案第79号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (チ) 議案第80号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告を受けた開発事業完了届について

## 本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は17名でございます。  
定足数に達しておりますので会議は成立致します。  
ただ今から、第28回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
11番、氏家康夫委員。  
12番、杉本公也委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 9月26日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましてはお配りの資料をご覧くださいと思います。  
9月29日役場301号会議室におきまして農業者年金受給準備セミナーを開催しております。講師として北海道農業会議の橋本正雄農業者年金相談指導員を招きまして、農業者年金制度について説明を受けました。11名の参加があり、セミナー終了後は個別の相談会を行いました。会長が出席しております。  
10月14日西村町長就任後の初議会となる第3回中標津町臨時議会が開催されま

した。議会の冒頭、町長の所信表明が行われ、その後補正予算等が可決決定しております。会長が出席しております。

次に10月19日、平成28年度農地パトロールを委員17名の出席により行いました。一時転用許可7箇所、農業用施設1箇所を巡回し、終了後、役場302号会議室におきまして報告・検討会を行ないました。

農地パトロールの中では、一時転用後の農地の復元の状況について確認をしたところであります。報告・検討会では10月5日から13日まで4班編成にて実施した、利用状況調査の結果を各班から報告いただき今後の対応について協議したところあります。以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。  
日程3、報告第78号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第78号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)(2)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の42ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積17,709㎡の内12,500㎡ほか1筆、合計畑30,320㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年6月1日から平成33年5月31日まで。5、合意解約成立の日、平成28年10月6日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、賃貸借していた農地を合意解約し、借主を変更する予定となっているものです。議案の43ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積16,809㎡ほか7筆、合計畑139,746㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年1月1日から平成32年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成28年10月7日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第142号(1)(2)に関連するもので、所有地の一部を農地所有適格法人へ譲渡することに伴い、賃貸借していた農地を期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。  
日程4、議案第139号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 上程になりました議案第139号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
(1)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積39,792㎡ほか4筆、合計畑99,774㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年11月1日から平成33年10月31日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、牧草等。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、自ら構成員となる農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。  
日程5、報告第79号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。  
(1)について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 報告第79号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」  
(1)について説明いたします。45ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成27年8月25日付、中農委5第3号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、乾草庫等農業用施設建設のため。5、事業計画の期間、平成27年8月25日から平成27年11月30日。6、事業完了年月日、平成27年11月30日。

7、完了検査年月日につきましては、平成28年9月17日、第2地区推進班において現地確認をしまして、計画通り建設されていることを確認しております。  
以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2) について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 纓坂委員。

纓坂委員 報告第79号(2) について説明いたします。  
46ページをお開きください。  
(2) 1、届出人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、許可年月日、許可番号、平成27年10月22日付、中農委5第4号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、後継者住宅建設のため。5、事業計画の期間、平成27年10月22日から平成27年12月31日。6、事業完了年月日、平成27年12月31日。7、完了検査年月日につきましては、平成28年10月18日、第3地区推進班において現地確認をしまして、計画通り建設されていることを確認しております。  
以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(3) について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 報告第79号(3) について説明いたします。  
47ページをお開きください。  
(3) 1、届出人の住所、氏名。  
別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、許可年月日、許可番号、平成27年11月25日付、中農委5第8号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利採取のため。5、事業計画の期間、平成27年11月26日から平成28年11月25日。6、事業完了年月日、平成28年10月11日。7、完了検査年月日につきましては、平成28年10月13日、第4地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整地された状態で完了されていたこと

を確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程6、議案第141号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました、議案第141号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。9ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積16,941㎡、〇〇〇〇番〇〇、

公簿、牧場、面積26㎡、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積184㎡、〇〇〇〇番〇

〇、公簿、牧場、面積616㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、

申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

〇〇氏が所有していた農地を近隣農家へ譲渡するにあたり、一部農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が山林となっていた土地について地目変更するものです。

平成28年5月18日、第2地区推進班で土地評価した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第141号(2)について説明いたします。

11ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

札幌市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積4,591㎡。現況、農地・採草

放牧地以外、利用状況、宅地。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積28,337㎡。現況、

農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積338㎡。

現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

〇〇氏が所有していた農地を譲渡するにあたり、公簿が畑で現況が山林等となっていた土地について地目変更するものです。

平成28年10月17日、第2地区推進班で確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第141号「現況証明願いについて」

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について説明いたします。

14ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積19,734㎡ほか9筆、合計畑77,855㎡、利用目的、農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地所有適格法人が農業用施設を建設するため、施設用地として譲渡するもの。譲受人、譲渡を受けて農業用施設を建設し、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,240,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金5,240,000円。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。



別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。17ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積16,809㎡ほか1筆。合計畑63,863㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借の合意解約をした農地の一部について、再設定するもの。借主、合意解約をした農地を再度賃貸借するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年10月25日から平成32年12月31日。6、価格、年198,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡のため解約した農地について、譲渡以外の土地について再度賃貸借設定するものです。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)と(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第142号(3)(4)について説明いたします。

19ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、神奈川県横浜市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積4,118㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、103,000円。6、資金調達方法、ステップアップローン103,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(4)につきましても譲受人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。21ページをお開きください。

(4) 1、譲渡人、札幌市中央区〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積9,917㎡ほか5筆、畑48,286

m<sup>2</sup>、採草放牧地 47,508 m<sup>2</sup>、合計 95,794 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,409,000 円。6、資金調達方法、ステップアップローン 3,409,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3) と (4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(5) と (6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第 142 号 (5) (6) について説明いたします。  
23 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 80,623 m<sup>2</sup>ほか 6 筆、合計畑 145,038 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,974,000 円。6、資金調達方法、自己資金 4,974,000 円。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
9、見取図は別紙のとおりです。  
なお、(6) につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。25 ページをお開きください。

(6) 1、譲受人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 44,210 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,500,000 円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会資金による 7,500,000 円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促

進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

また、一部農地については、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)と(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第142号(7)について説明いたします。

27ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社

理事長 竹林孝。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積128,252㎡ほか22筆、畑618,291㎡、宅地5,906.71㎡、合計624,197.71㎡。利用状況、牧草畑及び農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、33,695,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会資金による33,695,000円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第142号(8)について説明いたします。31ページをお開きください。

(8)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積35,744㎡ほか24筆、  
畑492,511㎡、採草放牧地42,772㎡、施設用地695.70㎡、合計535,978.70㎡。利  
用状況、牧草畑及び農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地  
保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、新  
規就農するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の  
設定、賃貸借。5、期間、平成28年10月25日から平成33年8月23日まで。6、  
価格、年603,620円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇  
〇人、農従者〇〇人、経営地、〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経  
営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農  
地を、あっせん会議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。  
既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計  
画の決定について」原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、報告第80号「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告を受け  
た開発事業完了届について」を議題に供します。

(1)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 報告第80号「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告を受けた開発事業  
完了届について」(1)について説明いたします。

49ページをお開きください。

(1)1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、公告年月日、公告番号、平成27年6月22日付、中標津町告示第32号。3、  
土地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、乳用

牛育成センター建設のため。5、事業計画の期間、平成27年7月1日から平成27年12月31日。6、事業完了年月日、平成27年10月31日。  
7、完了検査年月日につきましては、平成28年10月18日、第3地区推進班において現地確認をしまして、計画通り建設されていることを確認しております。  
以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 報告第80号(2)について説明いたします。  
50ページをお開きください。  
(2)1、届出人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、公告年月日、公告番号、平成28年2月26日付、中標津町告示第3号。3、土地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、TMRセンター建設のため。5、事業計画の期間、平成28年4月10日から平成28年10月20日。6、事業完了年月日、平成28年10月5日。7、完了検査年月日につきましては、平成28年10月13日、第5地区推進班において現地確認をしまして、計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で事業完了届についての報告を終わります。  
日程9、議案第143号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
…………… (〇〇委員退席後) ……………  
内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第143号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。36ページをお開きください。  
平成24年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇。  
平成25年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇。

平成26年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇。  
平成27年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇。  
平成28年度分といたしまして、株式会社〇〇〇〇、合同会社〇〇〇〇、  
(株)〇〇〇〇。以上7件の提出がありました。  
平成28年9月27日以降に受理した報告書でございます、記載の通り、いずれ  
も農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。  
以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は承認されました。  
…………… (〇〇委員着席後) ……………  
〇〇委員に申し上げます。  
本件は原案のとおり、承認されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第28回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。  
(閉会 11時05分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年10月24日

会 長                    安 田                    稔

---

1 1 番                    氏 家 康 夫

---

1 2 番                    杉 本 公 也

---